

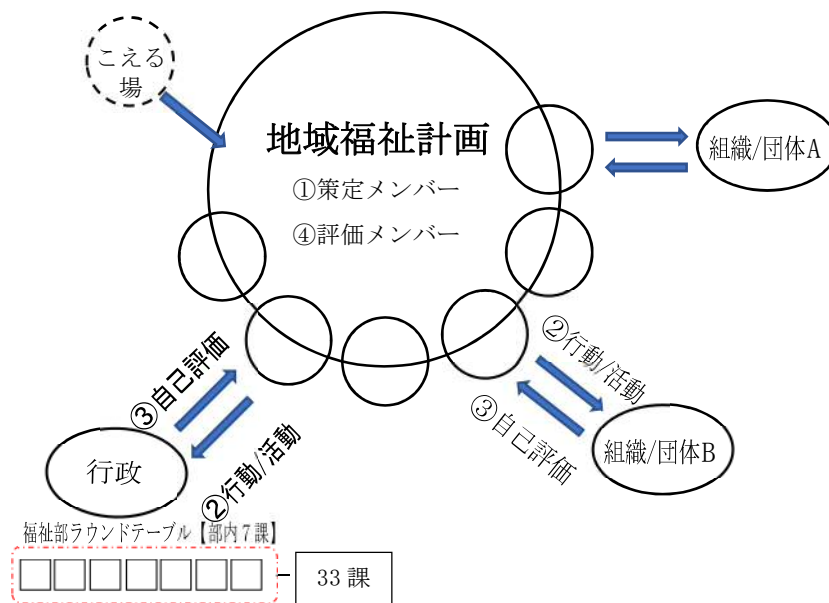
芦屋市地域福祉計画に関する評価について

1 他の福祉計画の評価との違い

- 1) 地域福祉計画に求められる「対象ごとの計画に共通する事項を盛り込む」ことに対する評価
- 2) 地域福祉の担い手である地域住民等の主体化を促進する役割からの評価
- 3) 地域福祉計画が想定している計画項目を越えて、新たな取り組みが生まれることへの評価 ⇒PDCA のような P（計画）の達成のみでの評価にとどまらない。
- 4) 福祉の対象ごと計画の共通化・総合化にとどまらない、まちづくりとの連携や融合を目指す視点をもった評価

2 芦屋市地域福祉計画における「評価」の位置づけ

- 1) これまでの評価の仕掛け



芦屋市における地域福祉計画評価の仕組み図

- ① 上記1の1)の評価については、行政との関係において、福祉部ラウンドテーブルが、上記1の4)の評価に関連しては、市内33課が、それぞれに参加する「自己評価」の仕組みが組み込まれている。 ⇒「All Ashiya」への呼びかけ
- ② 上記1の2)の評価については、地域福祉計画が求める行動や活動についての参画団体による「自己評価」の仕組みが組み込まれている。
⇒「できること・したいこと」での参加
- ③ 上記1の3)の評価については、現地域福祉計画推進評価委員会の場で、成果の掘り

起こしを行う。

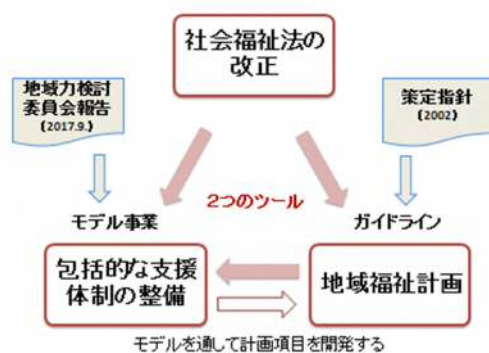
今回の場合には、「芦屋市行政改革」に基づく「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」プロジェクト・チームと関連企業・団体等との連携・協働による「こえる場!」

の新たな取り組みをどう評価するかが、1つの例となる。

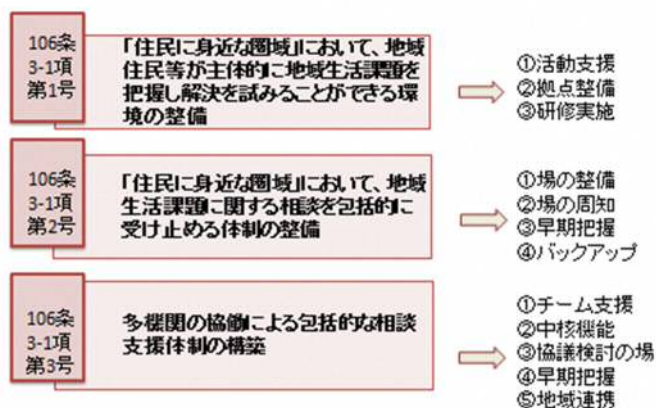
3 新たな社会福祉法の枠組み（国の地域福祉をめぐる政策動向を踏まえた評価）

1) 社会福祉法の改正+厚生労働省指針・通知+地域福祉計画のガイドライン

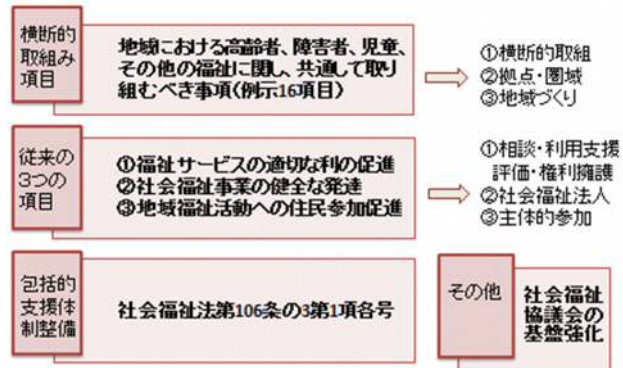
地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について 厚生労働省3局長通知



包括的な支援体制の整備

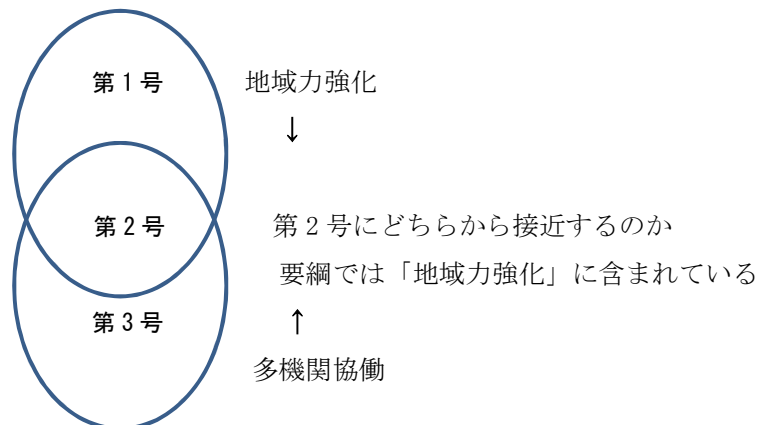


地域福祉計画のガイドライン

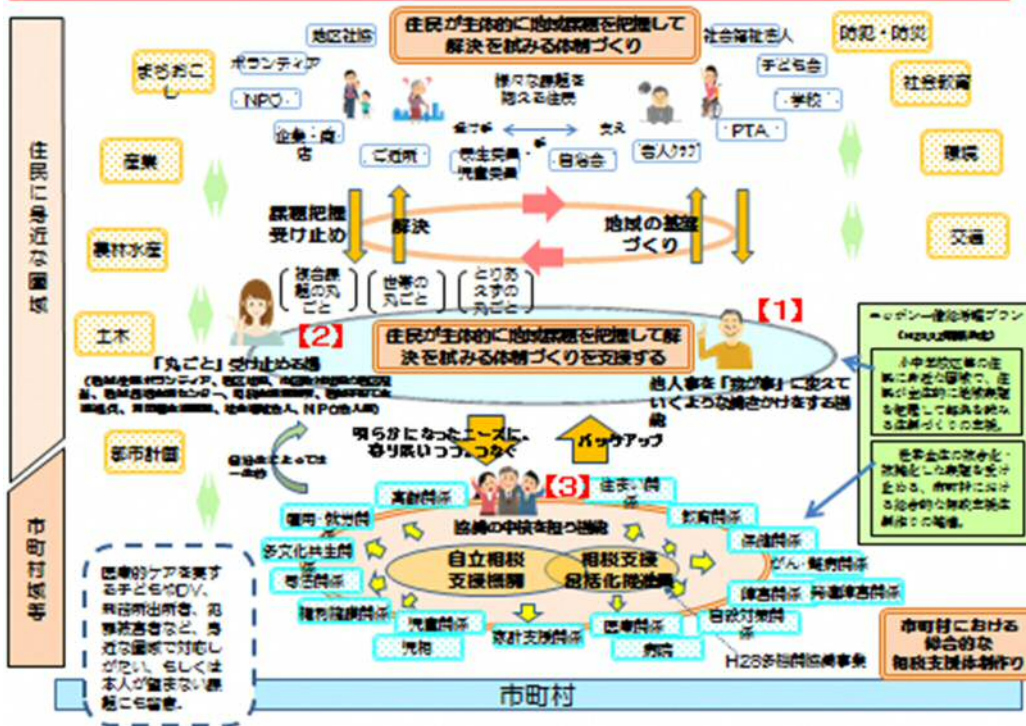


2) モデル事業における推進方法上の1つのポイント

2つのモデル（多機関協働と地域力強化）が関連している構造をモデル事業のなかで、どう実現するのかがポイント。2つのモデルのどちらからの接近により第2号領域を担うのか。（下記「第1号」～「第3号」は、改正社会福祉法106条3-1項に定められる事業のこと）



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



⇒ 地域力強化のモデル事業を通して、「地域発信型ネットワーク」がどのような課題が見えてきているのか。地域福祉における PDCA における P（計画）に還元した評価ではなく、例えば、OODA というアプローチのような、観察（Observe）→判断（Orient）→決定（Decide）→実行（Act）というループを進める方法を採用することも重要である。観察・判断という柔軟に状況に応じて取り組みを進める余地（毎年度の計画改善）を持つ評価である。

4 他の自治体の地域福祉の推進方法や計画との比較の視点からの評価

他の自治体における地域福祉の推進方法や計画のあり様との比較を通して、芦屋市の独自性や強みを理解・分析したうえで、評価（強みを伸ばす）を進める

- 1) 「地域福祉課」の存在（福祉部の主幹課としての機能を持つ）とその守備範囲（生活困窮者自立支援や生活支援体制整備なども所管する 3 係制）
 上記モデル事業の「多機関協働」のねらいは、福祉行政組織のなかに、地域福祉行政を展開するための基盤づくりを目的としている。
- 2) 行政改革や職員育成（芦屋 Grow Up チャレンジ）において、「地域福祉」の役割を認識した行政運営（創生総合戦略に地域福祉が盛り込まれている）
 ・「地域に出ていく職員育成」の視点 ・「多様な民間との連携」の視点

3) 地域福祉行政の形成において権利擁護行政を取り入れ、地域福祉計画の推進目標に位置づけている。

・第2次地域福祉計画【推進目標4 権利をまもる取組を充実します】

・第3次地域福祉計画【推進目標6 尊厳ある生活を支える】

4) 地域福祉を推進するための独自のシステムや仕掛けが形成されている。

① 地域発信型ネットワーク

② トータルサポートの仕組み：保健師の役割の評価

③ 地域福祉アクションプログラム推進協議会